

入札説明書等に関する質問及び意見に対する回答（参加資格要件以外）

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答
		頁	章	節	細節	項	項目名		
1	入札説明書	4	II	6	(2)	イ	事業者が実施することができる業務（任意事業）	「実施可否及び内容の詳細は市との協議による」とありますが、実施方針等に関する質問等に対する回答によれば、任意事業に係る諸条件が「個別対話でご相談下さい」とあるため、個別対話での市の回答を踏まえて入札参加者がやむを得ないと判断した場合は、入札書等及び提案審査書類の受付締切日までに、任意事業を行う構成企業及び協力企業の変更は認められると考えてよろしいでしょうか。	入札公告 4. (1)⑤のただし書きに該当する場合は認められます。
2	入札説明書	4	II	6	(2)	イ	事業者が実施することができる業務（任意事業）	「実施可否及び内容の詳細は市との協議による」とあり、実施方針等に関する質問等に対する回答によれば、任意事業に係る諸条件が「個別対話でご相談下さい」とあるため、実施可否及び内容の詳細について個別対話の場で市が入札参加者に示していただけると考えてよろしいでしょうか。	個別対話で頂く提案想定内容から判断可能な範囲で、見解を示します。
3	入札説明書	4	II	6	(2)	イ	事業者が実施することができる業務（任意事業）	「実施可否及び内容の詳細は市との協議による」とあり、実施方針等に関する質問等に対する回答によれば、事業者選定後に本市と協議の上で実施内容を決定するとありますが、不要となった任意事業実施のために想定した区分所有の床を落札後に中止した場合でも、それに伴う事業費の減額は無いと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	入札説明書	4	II	6	(4)		事業方式	「建物の一部分を利用する場合は、任意事業部分の床を事業者が所有権を有する本市と事業者の区分所有建物とし」とありますが、任意事業部分の床を事業者でなく、実際に任意事業を実施する企業が所有権を持つことは可能でしょうか。	当該床の所有者は事業者（SPC）とします。所有権及び借地権の譲渡は認めません。

入札説明書等に関する質問及び意見に対する回答（参加資格要件以外）

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
5	入札説明書	4	II	6	(4)			事業方式	任意事業を実施するための床を追加的に整備し、建物の一部を利用する場合、区分所有者となるのは事業者（SPC）であり、代表企業・構成企業・協力企業を含め第三者の企業が所有する提案は認められないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	入札説明書	6	II	6	(8)	ア		任意事業に係るもの	土地貸付料と施設使用料について、それぞれ貸付料単価（㎡単価）・使用料単価（㎡単価）をお示しいただけますでしょうか。	要求水準書別紙12「使用料貸付料算定要領」及び別紙13「土地台帳」をご参照ください。
7	入札説明書	9	III	2	(2)	ア	エ	留意事項	留意事項として、現地見学会における質疑応答は予定していないとの記載がありますが、「実施方針等に関する質問及び意見に対する回答No.294において現地確認会にて確認をお願いします。」との回答でした。現地にて確認出来た残置物等は、全て事業者負担の撤去と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	入札説明書	10	III	2	(2)	エ		個別対話に関する手続き	個別対話の実施日は、1回目と2回目それぞれいつ通知いただけるのでしょうか。2回目の実施日は1回目の通知日と同日に通知いただけるのでしょうか。	参加資格審査決定通知時までにお知らせします。2回目の実施日も1回目の通知日と同日に通知予定です。

入札説明書等に関する質問及び意見に対する回答（参加資格要件以外）

No.	資料名	該当箇所							質問事項	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
9	入札説明書	10	Ⅲ	2	(2)	エ		個別対話に関する手続	「個別対話は、入札書等及び審査に必要な書類（以下「提案審査書類」という。）の提出締切までに2回実施することを予定」とあります。個別対話参加申込書(様式第4-1号)により参加者名簿を提出した後に、参加者を変更（削除、追加等）することは可能でしょうか。変更が可能な場合、申込締め切り後でも、変更後の参加者名簿を提出することでよろしいでしょうか。	可能です。変更が生じた場合は遅滞なく変更後の参加者名簿を提出してください。
10	入札説明書	11	Ⅲ	2	(2)	エ	イ	提出方法	個別対話（2回目）で確認を希望する質問書の提出はいつになりますでしょうか。	参加資格審査決定通知時までにお知らせします。
11	入札説明書	11	Ⅲ	2	(2)	カ		入札書等及び提案審査書類の提出	入札書等及び提案審査書類を持参する代表企業担当者は、代表企業代表者等からの委任状は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	入札説明書	12	Ⅲ	2	(2)	ケ	オ	入札保証金	「落札者となった場合において、正当な理由がなく契約を締結しないときは、」とありますが、「正当な理由」に資格の喪失等（基本協定書第5条3項によるもの等）」は含まれるのでしょうか。	含まれません。

入札説明書等に関する質問及び意見に対する回答（参加資格要件以外）

No.	資料名	該当箇所							質問事項	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
13	入札説明書	12	Ⅲ	2	(2)	ケ	オ	入札保証金	ここでの「契約」とは基本協定書と事業契約書のどちらを指すのでしょうか。	事業契約書を指します。
14	入札説明書	12	Ⅲ	2	(2)	ケ	オ	入札保証金	違約金について、基本協定書や事業契約書の違約金と重複して課されることはないでしょうか。	ご理解のとおり重複しません。
15	入札説明書	12	Ⅲ	2	(2)	ケ	オ	入札保証金	「落札金額の100分の3に相当する額の違約金を徴収することができる」とありますが、違約金の計算根拠となる落札金額は「税抜」との理解でよろしいでしょうか。	落札金額は「税込」です。
16	入札説明書	13	Ⅲ	2	(2)	シ		予定価格	念のための確認で恐縮ですが、税抜金額の予定価格は24,106,000,000円よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

入札説明書等に関する質問及び意見に対する回答（参加資格要件以外）

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
17	入札説明書	14	III	3	(3)			その他	「落札者決定後、落札者とならなかった入札参加者の提出書類について、本市は、情報公開が必要な範囲においてその一部を公開する場合がある。」とありますが、公開する前に入札参加者へ公開範囲の確認があり、公開範囲の許諾については入札参加者のノウハウになる部分については公開を拒否できるものと考えてよろしいでしょうか。	原則として、ご理解のとおりです。ただし、公開拒否する部分について入札参加者の利益を上回る公益性があると本市が判断した場合には、公開拒否はできません。
18	入札説明書	20	VI	5				オリンピック・パラリンピック冬季競技大会招致	「本施設は、本市が開催を目指しているオリンピック・パラリンピック冬季競技大会（以下、「大会」という。）において国際放送センター（IBC）として利用することが予定されており、大会が開催された場合、展示場としての利用は一時的（最長2年程度）に中断される。」とありますが、業務が停止しても職員の雇用確保や建物・設備の維持のための費用が発生することから、維持管理業務に係る費用やSPC運営管理等業務に係る費用は原則として減額されないという理解でよろしいでしょうか。	事業契約書案に記載のとおり、維持管理費は支払わず、SPC運営管理等業務のみの支払いを想定しております。
19	入札説明書	20	VI	5				オリンピック・パラリンピック冬季競技大会招致	「本施設は、本市が開催を目指しているオリンピック・パラリンピック冬季競技大会（以下、「大会」という。）において国際放送センター（IBC）として利用することが予定されており、大会が開催された場合、展示場としての利用は一時的（最長2年程度）に中断される。」とありますが、任意事業においても職員の雇用確保や建物・設備の維持のための費用が発生し独立採算であるため営業補償をしていただけないという理解でよろしいでしょうか。	詳細は招致決定後の協議となります。
20	入札説明書	20	VI	5				オリンピック・パラリンピック冬季競技大会招致	「実施方針等に関する質問及び意見に対する回答」のNo.75回答で「大会開催にあたり、IBC利用として必要となる改修・撤去や現状復旧（施設の損傷や汚れへの対応含む）及び保守管理については、組織委員会の費用負担により実施することを想定」とありますが、現状復旧の確認については事業者も立ち会い、相互確認・合意するとの理解でよろしいでしょうか。	事業者立ち会いのもと相互確認することを想定しておりますが、詳細は招致決定後の協議となります。

入札説明書等に関する質問及び意見に対する回答（参加資格要件以外）

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
21	入札説明書							質疑回答・事業者対話結果の扱い	実施方針等に関する質問及び意見に対する回答により示された解釈は、入札説明書等にて特段の変更・入札説明書等との相違がなければ、変わらないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	要求水準書	6	I	2	(6)			対象事業	「各業務の実施にあたっては、市が別途定める施設運営者（以下、「運営者」という。との連携・調整を図ることとする。」とありますが、基本設計が終了し実施設計も完了している場合に運営者との連携・調整による設計の検討及び変更は不要という理解でよろしいでしょうか。	工事竣工までは、設計を変更する可能性があります。なお、当該変更に係るリスクは原因者が負うことになります。
23	要求水準書	6	I	2	(6)			対象事業	「各業務の実施にあたっては、市が別途定める施設運営者（以下、「運営者」という。との連携・調整を図ることとする。」とありますが、基本設計が終了し実施設計も完了している場合に運営者との連携・調整により、設計の検討及び変更が発生する場合、それに伴う費用（工期延長に伴うものも含む）は市又は運営者の負担という理解でよろしいでしょうか。	概ねご理解の通りですが、設計業務における運営者との連携・調整が不十分と認められる場合は事業者の費用負担での対応を求める可能性があります。
24	要求水準書	8	I	2	(7)			本市が実施する業務	「実施方針等に関する質問及び意見に対する回答」のNo. 104回答で「運営に直接使用されることが想定される施設備品は本市（または運営者）が負担し調達します」とありますが、質問事項に記載ある項目のうち、傘立て、ゴミ箱、汚物入れ、カラーコーン、除塵マット、雨天マットは、施設を維持管理するうえで必要な備品として事業者で調達、管理する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

入札説明書等に関する質問及び意見に対する回答（参加資格要件以外）

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
25	要求水準書	9	I	2	(8)			本事業の実施にあたって遵守等すべき根拠法令等	「適用法令及び適用基準等は、施設整備、維持管理等の各業務の開始時に最新のものを採用すること。」とありますが、法令・適用基準による改正が、施設整備、維持管理等の各業務の開始直前にあった場合は対応ができないものとして考えてよろしいでしょうか。（例：建築確認申請による審査を経て、確認済証が発行され後に竣工引き渡しまでの間に、法令・政令の変更があった場合等）	原則として、各業務開始直前の法令・適用基準の改正も対象に含みます。法令・適用基準の改正の動向や可能性について把握したうえで可能な限り事前の対応をしてください。ただし、適用除外となるものや予見が困難と認められる法令・適用基準の改正についてはご理解の通りです。
26	要求水準書	13	II	1				敷地条件【補足；用途地域及び地区計画の変更について】	「なお、都市計画審議会の同意が得られない場合は必要に応じて、事業者との協議により事業内容を修正する。」とありますが、現段階ではあくまでも提案であり、具体的な協議による打合せができないことから、修正により、建築確認申請等の手続きに遅延が発生した場合の、リスク分担は市が担うと考えてよろしいでしょうか。	原因者が担うことを原則とし、詳細は協議によります。
27	要求水準書	14	II	2	(1)			施設内容	実施方針等に関する質問等に対する回答N015～17で「任意事業の提案がなされなかった場合でも本事業の遂行に支障がない」、N019「当該床の所有者は事業者」としていることから、任意事業において駐車場を設置した場合は、要求水準に適合するための駐車台数の一部として加算してはならないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	要求水準書	14	II	2	(1)			施設内容	各室の面積について、必要面積**㎡程度との記載がある室に関しては、提示の床面積±10%以内の範囲であれば減点されないと考えてよろしいでしょうか。	提案の内容によります。

入札説明書等に関する質問及び意見に対する回答（参加資格要件以外）

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
29	要求水準書	15	II	2	(2)			周辺インフラ整備状況	実施方針に関する質問・意見書の回答No.121にて建築確認申請までに認定道路とする予定とありますが認定道路とは道路法のことと思われます。現状建築基準法の42条1項4号は指定されていると考えてよろしいでしょうか。（上記が異なると確認申請の整理の仕方が全くかわってきます。） また、42条1項4号指定が未定の場合、建築確認までに指定されると考えてよろしいでしょうか。	建築確認までに建築基準法第42条1項1号の道路となる予定です。
30	要求水準書	15	II	2	(2)			周辺インフラ整備状況	建築基準法上の道路指定の遅延による諸々の負担は市が請け負い、及び竣工のずれこみは認められると考えてよろしいでしょうか。	市に起因する事象については、ご理解のとおりです。
31	要求水準書	15	II	2	(4)			地盤状況	別紙6に記載の高さは、参考とありますがT.Pとの記載があります。参考高でよいので別紙4における高さ とT.P（別紙6）の具体的数値の差をご教示ください。 標高=T.P. + 24.3900mとは異なるようです。	参考値となりますが、別紙6に記載されたジオイド高と標高の差については、18.137mになります。
32	要求水準書	18	III	1	(7)			安全・防犯計画	外壁面のガラスなど、ガラスに熱ムラが発生する場所については、強化ガラスが暴発（ヒートソーク処理をした強化ガラスでも熱割れによる暴発が発生します）しないよう、必要な強度を要するガラスを提案してもよろしいでしょうか。また、消防活動に必要な窓につきましては、消防法の基準に則った仕様と考えてよろしいでしょうか。（火災時に外部からガラスを壊して消防活動ができるなど）	要求水準を満たし、関係法令等に準拠した仕様規定以上であればご提案いただいて問題ありません。

入札説明書等に関する質問及び意見に対する回答（参加資格要件以外）

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答
		頁	章	節	細節	項	項目名		
33	要求水準書	20	III	1	(12)	イ	ゴミ置き場	ごみ置き場設置の考え方について、 ①「展示ホールA～Gそれぞれ30㎡以上（計7箇所）」 ②「段ボール専用スペース30㎡以上（1箇所）」 ③「運営者・事業者用スペース30㎡以上（1箇所）」 上記①～③で計9箇所設置の認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	要求水準書	23	III	2	(1)		共通事項	貸出しを想定する緒室の電気・水道・ガス使用量算出のために個別メーターを設置した場合、メーター検針は運営事業者にて実施するとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	要求水準書	25	III	3	(2)		耐久性能	大規模補修不要期間80年と記載がありますが、JASS5鉄筋コンクリート工事に定める計画供用期間において、標準（おおよそ65年）を準拠する方針で良いでしょうか。	ご指摘のように、JASS5の構造安全性・耐久性に関する「計画供用期間の級」で標準は65年ですが、大規模修繕不要期間80年以上の耐久性能を確保することを求めます。要求水準書を修正します。
36	要求水準書	39	V	4	③		開業前準備支援業務	各種設備の操作等の技術研修は、本施設引渡し前（例えば試運転期間中など）に実施することも可能でしょうか。	運営者と協議のうえ、必要に応じて本施設引渡し前の技術研修も可能です。

入札説明書等に関する質問及び意見に対する回答（参加資格要件以外）

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
37	要求水準書	43	VII	2	(5)			本施設の開館時間等	開館時間について、午前9時～午後9時までとありますが、来場者駐車場の利用可能時間についても同様の時間若しくは開館時間+前後1時間程度という理解で宜しいでしょうか。（地域住民の交流・活動の場となることから、催事の有無に関わらず駐車場・施設とも利用可能という理解で宜しいでしょうか。）	運営の状況によるため、運営者決定後の協議となります。
38	要求水準書	44	VII	2	(5)			本施設の開館時間等	開館時間外催事に伴う搬出入・設営が行われる場合には、24時間体制の警備以外の維持管理スタッフの配置は不要との理解でよろしいでしょうか。また、必要な場合、その費用負担は運営者や主催者等帰責者に負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準の範囲内にてご理解のとおりです。
39	要求水準書	45	VII	2	(9)	エ	①	災害事前対応	「本市の災害対策に必要な支援及び協力を実施すること」とありますが、事業者に求める支援・協力について具体的内容をご教示ください。	具体的内容は同項目の③④⑨などが該当するため、要求水準書を修正します。
40	要求水準書	46	VII	2	(10)	ア		消耗品の負担	事業者負担となるトイレトペーパー等の衛生消耗品について、催事の開催回数、来場者数によって消耗品に掛る費用が大きく異なります。事業者毎での想定ですと、事業者の提案やノウハウではない形で入札額に差が出てしまうため、年間の想定催事開催回数および来場者数をご教示下さい。	「（仮称）新展示場整備基本計画」等を参考に事業者にて想定して提案してください。

入札説明書等に関する質問及び意見に対する回答（参加資格要件以外）

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答
		頁	章	節	細節	項	項目名		
41	要求水準書	46	VII	2	(10)	ア	消耗品の負担	実施方針等に関する質問及び意見に対する回答No.240にて、トイレトペーパーや水石鹸等の衛生消耗品は維持管理業務内で負担するとのことですが、消耗品類の使用量は、施設の稼働状況と連動するため、事業期間中に想定される催事件数や来場者数等をご教示ください。	「（仮称）新展示場整備基本計画」等を参考に事業者にて想定して提案してください。
42	要求水準書	46	VII	2	(10)	イ	光熱水通信費の負担	「光熱水通信費は原則、運営者の負担とする」との記載がありますが、維持管理業務に係る通信費（機械警備装置の通信費、防災センター内の電話料金）なども運営者でご負担いただけるとの認識でよろしいでしょうか。	光熱水費についてはご理解のとおりです。通信回線（外線電話回線・インターネット回線）については、運営者、維持管理者それぞれで契約および費用負担となります。要求水準書を修正します。
43	要求水準書	47	VII	3	(1)	エ	催事等開催終了後における現状復帰の確認業務	催事等の使用終了後の各設備等の点検については、翌日、維持管理スタッフが出勤してから確認することでもよろしいでしょうか。	催事等開催終了後における現状復帰の確認業務の詳細な実施方法については運営者と個別に協議のうえ決定してください。
44	要求水準書	47	VII	3	(1)	エ	催事等開催終了後における現状復帰の確認業務	「実施方針等に関する質問及び意見に対する回答」のNo. 243回答で「催事等の使用終了後とは搬出作業も全て終了後を想定（ご理解のとおり）」とありますが、維持管理業務スタッフが開館時間（午前9時～午後9時）外も勤務し、対応する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。その場合、催事によって勤務体制も変わるため、貴市が想定している確認作業の時間、頻度等についてご教示ください。もし想定がない場合は、現施設での催事スケジュール及び時間外で搬出作業（維持管理業務スタッフによる確認作業）の時間・頻度をご教示ください。	運営の状況によるため、運営者と協議のうえ決定してください。なお、現施設における撤去終了時間の概ねの目安としては、「19時までの終了が2割程度」、「20時までの終了が3割程度」、「21時までの終了が3割程度」、「21時以降の終了が2割程度」となっています。

入札説明書等に関する質問及び意見に対する回答（参加資格要件以外）

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答
		頁	章	節	細節	項	項目名		
45	要求水準書	52	VII	7	(2)		要求水準	実施方針等に関する質問及び意見に対する回答No.250にて、「業務ごとに負担者は異なります。事業者の業務で発生した廃棄物の処分費用は事業者にて負担してください。」とありますが、維持管理業務や任意事業にて発生する廃棄物は事業者負担、運営者事務室や共用部にて発生する廃棄物は運営者負担、催事にて発生する廃棄物は主催者等負担の理解でよろしいでしょうか。	事業者の業務で発生した廃棄物の処分費用は事業者にて負担してください。
46	要求水準書	52	VII	7	(2)		要求水準	施設で発生する照明の管球類等の産業廃棄物の処分費用は運営者負担との理解でよろしいでしょうか。	事業者の業務で発生した廃棄物の処分費用は事業者にて負担してください。
47	要求水準書	53	VII	8	(2)	⑤	要求水準	「駐車場を最大限に確保するために適切な排雪を計画的に実施すること」とありますが、積雪時、確保しなければならない駐車台数の設定（駐車場●●台以上は確保等）はなく、排雪回数等は事業者提案でよいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
48	要求水準書	53	VII	8	(2)	⑤	要求水準	既存施設（アクセスサッポロ）での除雪業務を行っている会社（実作業）をご教示ください。	本市発注業務ではないため、把握しておりません。なお、アクセスサッポロを運営する一般財団法人札幌産業流通振興協会に対し、落札者決定までに本事業に関連した接触を行った場合は失格となりますので、ご注意ください。

入札説明書等に関する質問及び意見に対する回答（参加資格要件以外）

No.	資料名	該当箇所							質問事項	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
49	要求水準書	54	VII	9	(3)			修繕業務の実施	実施方針等に関する質問及び意見に対する回答No.256にて、設備機器が陳腐化により、本施設が正常に機能しない場合は、事業者の負担で更新をすることとありますが、映像・音響設備などを含め、機器が正常に作動し、運営に支障をきたすことがなければ、更新は実施する必要がないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
50	要求水準書	54	VII	10	(2)	ア	イ	定期清掃	「月1回程度の定期清掃を実施すること」とありますが、全館を月1回程度定期清掃することを求めているのではなく、あくまでも対象諸室・エリア、実施頻度に関しては事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	要求水準の範囲内で提案に委ねます。
51	要求水準書	55	VII	11	(2)	ウ		巡回業務	「④エントランス周辺の交通整理（大型バスの乗入れ時の対応・整理）の補助を行うこと。」「⑤館内で大型の催事が開催される場合には、来館者整理の補助を行うこと。」とありますが、「イ定位置業務」及び「ウ巡回業務」の①～③に支障をきたさない範囲で補助を行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
52	要求水準書	60	IX	2				実施条件	任意事業の実施にかかり発生する土地貸付料および施設利用料は事業者が市に支払うとありますが、任意事業を受託する企業から直接市に支払うことは可能でしょうか。	任意事業の実施にかかり発生する土地貸付料及び施設利用料は事業者がお支払いください。任意事業を受託する企業からの支払いは認めません。

入札説明書等に関する質問及び意見に対する回答（参加資格要件以外）

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答
		頁	章	節	細節	項	項目名		
53	要求水準書	60	IX	2			実施条件	任意事業部分の床を区分建物として所有する場合、事業者ではなく任意事業を受託する企業が、直接、市と契約を締結することも可能との理解でよろしいでしょうか。	当該床の所有者は事業者（SPC）とします。所有権及び借地権の譲渡は認めません。
54	要求水準書	60	IX	2			実施条件	建物の一部を利用する場合または分棟の建物を整備する場合において、市との間では契約書を締結するとの理解でよろしいでしょうか。この場合、締結予定の契約書（案）をお示しください。	区分所有建物を整備する場合、または分棟の建物を整備する場合、本市と定期借地権設定などの借地契約を締結することになります。締結予定の契約書案は入札参加者の提案をもとに締結することになりますので、契約条件を含めてご提案ください。
55	要求水準書	60	IX	2			実施条件	「土地貸付料は本市の公有財産規則等に基づき別途算出した金額とする」との記載がありますが、提案に際して、土地貸付料が不明ですと、収支計画が立てられず、任意事業に関する検討ができません。そのため参考となる土地貸付料をご教示下さい。	要求水準書別紙12「使用料貸付料算定要領」及び別紙13「土地台帳」をご参照ください。
56	要求水準書	60	IX	2	(3)		その他	「本市の公有財産規則等に基づき算出した施設使用料を本市に支払う」との記載がありますが、提案に際して、施設使用料が不明ですと、収支計画が立てられず、任意事業に関する検討ができません。そのため参考となる施設使用料をご教示下さい。	要求水準書別紙12「使用料貸付料算定要領」及び別紙13「土地台帳」をご参照ください。

入札説明書等に関する質問及び意見に対する回答（参加資格要件以外）

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答
		頁	章	節	細節	項	項目名		
57	要求水準書 別紙14	11	Ⅲ	3	(3)	ア	減額ポイントの付与	経過期間が支払対象期間をまたぐ場合、再度要求水準未達事項が認定された時期に減額ポイントが付与されるという理解でよろしいでしょうか。（例：経過期間を9月20日～10月10日とし、10月5日に再度未達事項が認定された場合、10月1日～翌3月31日の支払対象期間に減額ポイントが付与される）	減額ポイントは、要求水準未達事象が発生した期日で付与され、その期日が属する支払対象期間の支払いにあたり適用されます。
58	要求水準書 別紙14	14	Ⅲ	4	(3)		モニタリングの方法	光熱水費の変動は維持管理方法より運営方法が大きく影響すると思います。事業者が削減方策について助言等行った場合、運営者への指導等は市が実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者からの光熱水費の削減方策に関する助言については、市から運営者にも共有し、内容に応じて協力を要請します。
59	要求水準書 別紙14	14	Ⅲ	4	(3)		モニタリングの方法	各年度のエネルギー等使用量がベンチマークを超過した場合は、事業者が省エネを図るために適切に設備機器を運転していることを前提として、超過原因の分析等の報告・助言をすればよく、当然、減額等ペナルティはないとの理解でよろしいでしょうか。展示場という貸館施設である以上、維持管理企業が主導で省エネを推進することは困難です。（運営企業や主催者が照明の点灯や空調の運転を要望された場合対応する必要がある。エネルギーが超過するため点灯・運転できないとは言えない）	モニタリングの詳細については、事業契約締結後に企画提案書等に基づき作成される「モニタリング実施計画書」にて定めることとしますが、市として、エネルギー使用量等に関するモニタリングについて、減額等のペナルティを設定する予定はありません。
60	落札者決定基準	5	Ⅲ	1	(1)	⑤	施設運営の円滑性・利用者利便の向上	「業務全般」とありますが、設計業務、建設業務、工事監理業務、維持管理業務、SPC運営管理等業務、任意事業のすべてが提案対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りですが、全ての業務について提案することは必須ではありません。

入札説明書等に関する質問及び意見に対する回答（参加資格要件以外）

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
61	基本協定書 (案)	3	第5条	第3項	一			事業契約の締結	事業契約を行わない事由として、「公正取引委員会が、グループ構成企業に違反行為があったとして独占禁止法第 49 条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第 62 条第 1 項に規定する納付命令）が確定したとき」とありますが、ここでいう違反行為とは、本事業に関する違反行為に限るとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
62	基本協定書 (案)	3	第5条	第3項	二			事業契約の締結	事業契約を行わない事由として、「グループ構成企業又はグループ構成企業の役員若しくは使用人が刑法第 96 条の 6 の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき」とありますが、ここでいう刑とは、本事業に関する刑に限るとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
63	基本協定書 (案)	3	第5条	第3項	三			事業契約の締結	事業契約を行わない事由として、「前二号に規定するもののほか、「グループ構成企業又はグループ構成企業の役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第 96 条の 6 の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき」とありますが、ここでいう違法な行為とは、本事業に関する違法な行為に限るとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
64	基本協定書 (案)	3	第5条	第3項				事業契約の締結	第3項第1号～第3号の事由については、本事業に限定されるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

入札説明書等に関する質問及び意見に対する回答（参加資格要件以外）

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
65	基本協定書 (案)	5	第11条	第1項				談合等不正行為 があった場合の 措置	第11条に規定されている「第5条第3項第一号から 第三号のいずれかの事由」とは、本事業に関して生 じた事由との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
66	基本協定書 (案)	5	第11条	第1項				談合等不正行為 があった場合の 措置	第11条に規定されている「第5条第3項第一号から 第三号のいずれかの事由」とは、本事業に関して生 じた事由に限定されるとの理解でよろしいでしょ うか。	ご理解の通りです。
67	基本協定書 (案)	5	第11条					談合等不正行為 があった場合の 措置	落札金額の100分の20に相当する違約金とありま すが、入札書（様式第5-1-1号）の入札価格は税抜額で 記載することになっており、また貴市が過去に実施 されているPFI事業における「落札者の決定につ いて」の公表時においても落札金額を税抜で記載さ れていることから、違約金の計算根拠となる落札金 額は税抜との理解でよろしいでしょうか。	違約金の計算根拠となる落札金額は税込です。
68	基本協定書 (案)	5	第11条					談合等不正行為 があった場合の 措置	違約金について、事業契約書第78条（市の解除権 等）第4項第1号の違約金と重複して課されるこ とはないでしょうか。	重複して請求することはありません。

入札説明書等に関する質問及び意見に対する回答（参加資格要件以外）

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
69	基本協定書 (案)	5	第12条					反社会的行為があつた場合の措置	落札金額の100分の10に相当する違約金とありますが、入札書（様式第5-1-1号）の入札価格は税抜額で記載することになっており、また貴市が過去に実施されているPFI事業における「落札者の決定について」の公表時においても落札金額を税抜で記載されていることから、違約金の計算根拠となる落札金額は税抜との理解でよろしいでしょうか。	違約金の計算根拠となる落札金額は税込です。
70	基本協定書 (案)	5	第12条					反社会的行為があつた場合の措置	違約金について、事業契約書第78条（市の解除権等）第4項第2号の違約金と重複して課されることはないでしょうか。	重複して請求することはありません。
71	基本協定書 (案)	6	第14条					秘密保持	適切な秘密情報の管理を徹底するためにも、秘密保持義務の対象は明確にしたいと思っておりますが、本条において秘密保持の対象は、事業契約書（案）第5条に定めるものに準ずるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
72	基本協定書 (案)	6	第14条					秘密保持	「相手方の同意を得ずして第三者に開示しない」との記載がございますが、見積作成のため又は本事業の遂行のために必要となる最小限度において以下の者に開示する場合はこの限りではないと考えてよろしいでしょうか。 (1) グループ構成企業が業務を再委託する専門工事業者等の協力会社 (2) 法令上守秘義務を負う弁護士や公認会計士等の専門家	ご理解の通りです。(1)(2)に記載の対象に対して、事業実施にあたり必要となる範囲において本協定に関する情報について提示することについては、市の同意を得る必要はありません。

入札説明書等に関する質問及び意見に対する回答（参加資格要件以外）

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答
		頁	章	節	細節	項	項目名		
73	事業契約書 (案)	iii					目次	第68条の2、3、4は本編では各々第69条、第70条、第71条となっており、以下の条数が本編とずれていますが、本編の条数が正しいとの認識でよろしいでしょうか。	本編の条数が正です。目次を修正します。
74	事業契約書 (案)	1	第1章	第5条			秘密の保持	「当該開示の時点で秘密として管理されているもの」とは、開示の際に秘密である旨を明示したうえで開示される情報を指すものと考えてよろしいでしょうか。	秘密であることが明示された情報に限らず、開示者が現実に秘密として管理している情報は全て該当します。従って、個々の情報ごとに判断することになりますが、第5条第2項各号に該当しない開示情報は、幅広く第5条第1項の対象になる可能性があります。
75	事業契約書 (案)	1	第1章	第5条			秘密の保持	「本事業契約の相手方当事者の承諾を得ずして第三者に開示せず」との記載がございますが、見積作成のため又は本事業の遂行のために必要となる最小限度において以下の者に開示する場合はこの限りではないと考えてよろしいでしょうか。 (1) 構成員及び協力企業並びにそれらが業務を再委託する専門工事業者等の下請負人 (2) 法令上守秘義務を負う弁護士や公認会計士等の専門家	ご理解の通りです。(1)(2)に記載の対象に対して、事業実施にあたり必要となる範囲において本事業契約に関する情報について提示することについては、市の同意を得る必要はありません。
76	事業契約書 (案)	3	第2章	第9条	第2項		契約の保証	「施設整備費に相当する金額の10分の1以上」とありますが、「施設整備費」とは様式第5-1-3号「入札価格内訳書（別紙）」の「1. 施設整備費等」に記載する「合計（税込み）」が該当するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

入札説明書等に関する質問及び意見に対する回答（参加資格要件以外）

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
77	事業契約書 (案)	3	第2章	第9条	第2項			契約の保証	契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、施設整備費に相当する金額の10分の1以上としなければならないとありますが、「施設整備費に相当する金額」とは、事業契約書（案）別紙4_1に記載の本施設の施設整備費等（支払内容①～⑧のすべて）との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
78	事業契約書 (案)	3	第2章	第9条	第2項			契約の保証	「施設整備等費に相当する金額の10分の1以上」とありますが、「施設整備等費」は消費税等を含む金額との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
79	事業契約書 (案)	7	第2章	第17条	第1項			各業務における第三者の使用等	「契約締結予定日の7日前までに、市に対し、当該第三者の氏名又は商号及び住所等の必要な事項を記載した書面により通知する」とありますが、第三者に請け負わせようとする業務が緊急修繕等、当該書面を通知する時間的な猶予がない業務である場合は、事後通知でもよろしいでしょうか。	個別の状況に応じて市の裁量的な判断により事後通知を許容することはあり得ますが、契約内容の事前確認のための規定であるため、原則として、条文通り、契約締結予定日の7日前までに通知して頂く必要があります。
80	事業契約書 (案)	9	第2章	第22条	第1項			費用負担等	「業務義務の履行に必要な一切の費用は～事業者が負担する」との記載がございますが、見積者として一般に要求される注意義務を果たしても、ご提示いただいた各種資料及び目視による現地調査からでは想定することが困難であり、入札金額に反映させることができなかった工事・業務等が発生した場合には、必要と認められる契約金額又はサービス対価の変更をお認めいただけませんか。	原文通りとします。

入札説明書等に関する質問及び意見に対する回答（参加資格要件以外）

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答
		頁	章	節	細節	項	項目名		
81	事業契約書 (案)	9	第2章	第23条			租税公課の負担	本施設の維持管理業務を実施する事業者(SPC)に対し、「事業所税」は課税されないとの理解でよろしいでしょうか。	条件によるため、札幌市中央市税事務所に別途ご相談ください。
82	事業契約書 (案)	10	第2章	第25条	第3項		保険の付保等	「事業者は、自らが保険契約者であるか否かを問わず、前各項による保険に関する証券及び保険約款（特約がある場合には、当該特約に関する書類を含む。）又はこれらに代わるものを、それらの保険契約締結後直ちに市に提示し、原本証明付写しを提出しなければならない。」となっていますが、保険証券の発行には保険契約締結後一定の期間を要することから、保険会社発行の「付保証明書」を保険契約締結後直ちにご提出し、保険証券は発行され次第速やかにご提示し、原本証明付写しをご提出することによろしいでしょうか。	保険証券・保険約款の提出にやむを得ず時間を要する場合には、かかるご対応でも差し支ありません。
83	事業契約書 (案)	12	第2章	第31条	第1項		臨機の措置	「ただし、緊急やむを得ない事情があるときは」とありますが、「ただし、やむを得ない事情があるときは」と読むということによろしいでしょうか。	「ただし、緊急時などやむを得ない事情があるときは」が正です。事業契約書案を修正します。
84	事業契約書 (案)	12	第2章	第32条			第三者に生じた損害	「事業者は、本事業の実施に関して第三者に損害を及ぼした場合（中略）には、（中略）当該第三者に対して、当該損害を賠償する。」となっていますが、賠償であるため（法令上無過失責任が定められているものは別として）あくまでも事業者に帰責事由があるものに限られ、事業者に帰責事由がないもの（第三者帰責による損害等）は対象ではないという理解でよろしいでしょうか。念のためご教示ください。	第三者に対する損害賠償の要否は民法その他の法令等に基づき判断されることとなります。

入札説明書等に関する質問及び意見に対する回答（参加資格要件以外）

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答
		頁	章	節	細節	項	項目名		
85	事業契約書 (案)	12	第2章	第32条	第1項		第三者に生じた 損害	「通常避けることのできない騒音、振動、光害、地盤沈下、大気汚染、水質汚染、悪臭又は交通渋滞等の理由により第三者に損害を及ぼした場合を含む」との記載がございますが、市建設工事約款第29条第2項にありますとおり、事業者が善良な管理者としての注意義務を果たしても、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼした場合には、当該損害については発注者様の負担とさせていただきますでしょうか。	原文通りとします。
86	事業契約書 (案)	12	第2章	第32条	第1項		第三者に生じた 損害	（通常さけることのできない騒音、振動、光害、地盤沈下、大気汚染、水質汚染、悪臭又は交通渋滞等の理由により第三者に損害を及ぼした場合を含む。）とありますが、通常さけることができないのであるならば別紙5の不可抗力の定義に加えていただけないでしょうか。	原文通りとします。
87	事業契約書 (案)	12	第2章	第32条	第1項		第三者に生じた 損害	不可抗力による第三者損害が発生した場合は、第34条（不可抗力による措置）に基づく措置がなされるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
88	事業契約書 (案)	13	第2章	第34条	第2項		不可抗力による 措置	「当該増加費用の負担等について市と協議することができる」との記載がございますが、不可抗力により生じた増加費用の負担については、原則として「別紙5不可抗力による費用分担」に記載の内容が適用されるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

入札説明書等に関する質問及び意見に対する回答（参加資格要件以外）

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答
		頁	章	節	細節	項	項目名		
89	事業契約書 (案)	15	第3章	第1節	第38条	第2項	事業用地の確保等	38条第2項で「事業者は、善良な管理者の注意義務をもって事業用地を使用する。」とありますが、管理責任が発生するのは着工時点からという理解でよろしいでしょうか。	事業者は事業期間の開始後は事業用地を使用することができますので、着工前であっても、事業の準備等で事業用地を使用する限り、注意義務を負うこととなります。
90	事業契約書 (案)	15	第3章	第1節	第38条	第4項	事業用地の確保等	「事業者が事業用地の維持保全につき～市は当該費用を事業者に対して負担しない」等との記載がございますが、見積者として一般に要求される注意義務を果たしても、ご提示いただいた各種資料及び目視による現地調査からでは想定することが困難であり、入札金額に反映させることができなかった工事・業務等が発生した場合には、必要と認められる契約金額又はサービス対価の変更をお認めいただけませんか。	原文通りとします。
91	事業契約書 (案)	15	第3章	第1節	第39条	第4項	関係資料等の貸与	「関係資料と事業者の調査結果との間に齟齬があっても～市は責任を負わない」との記載がございますが、本事業契約の締結前に発注者様から提供されていた資料等と実際の現場の状態に齟齬があり、事業費や事業期間変更の必要が生じた場合には、市建設工事約款第18条第5項に定められるように必要な事業費又は事業期間の変更を請求できるものと考えてよろしいでしょうか。	原文通りとし、事業費等の変更の請求はできません。
92	事業契約書 (案)	16	第3章	第1節	第40条	第4項	近隣対策	「前項以外の近隣住民等の要望活動～事業者が負担する」等の記載がございますが、市建設工事約款第29条第2項に準じ、事業者が善良な管理者としての注意義務を果たしても、工事の施工に伴い通常避けることができない近隣住民等の要望活動又は訴訟に起因して増加費用が生じた場合には、当該増加費用については発注者様の負担とさせていただきませんか。	原文通りとします。

入札説明書等に関する質問及び意見に対する回答（参加資格要件以外）

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答
		頁	章	節	細節	項	項目名		
93	事業契約書 (案)	21	第3章	第5節	第57条	第5項	市による本施設の完成確認	「事業者は、第1項の確認並びに第2項の確認及び復旧に直接要する費用、並びに前項の是正に要する費用を負担しなければならない」との記載がございますが、本条第2項に基づき本施設を破壊して確認した結果、要求水準書及び企画提案書を満たしていた場合については、その確認及び復旧に直接要する費用については発注者様にて負担いただくものとさせていただきますでしょうか。	原文通りとします。
94	事業契約書 (案)	21	第3章	第5節	第59条		引渡し	現時点では施設整備業務において部分引渡しを想定されていないため部分引渡しに関する定めはございませんが、万が一部分引渡しを行うことになった場合には、市建設工事請負約款第39条の定めに基づき準ずるものと考えてよろしいでしょうか。	市が認めて部分引渡しを行うこととなった場合、詳細は市と事業者の間で協議のうえ決定します。
95	事業契約書 (案)	22	第3章	第5節	第61条		契約不適合責任	部分引渡しを行うことになった場合、指定部分に係る契約不適合責任期間については、本条の「引渡し」とあるのを「部分引渡し」と読み替えて適用するものと考えてよろしいでしょうか。	市が認めて部分引渡しを行うこととなった場合、詳細は市と事業者の間で協議のうえ決定します。
96	事業契約書 (案)	24	第4章	第1節	第65条		本施設の修繕	催事開催時に帰責者が特定できない損害を発見した場合は、運営事業者・催事主催者の責任において復旧するとの認識でよろしいでしょうか。	本施設の損傷が市の責に帰すべき事由による場合及び不可抗力による場合以外は、事業者が費用を負担することになります。この点の明確化のため、第65条第2項第4号を修正します。その上で、市が負担する義務を負うと規定されている費用を除き事業者が費用を負担するのが原則ですので（第22条第1項）、市が費用を負担すべき事由については、事業者にて立証して頂きます。

入札説明書等に関する質問及び意見に対する回答（参加資格要件以外）

No.	資料名	該当箇所							質問事項	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
97	事業契約書 (案)	24	第4章	第1節	第65条	第2項	四	本施設の修繕	「事業者が適切に維持管理業務を実施しなかったことにより生じた損傷」とはありますが、要求水準書や企画提案書に沿った維持管理が行われていれば適切と判断されますでしょうか。	本施設の損傷が市の責に帰すべき事由による場合及び不可抗力による場合以外は、事業者が費用を負担する旨の明確化のため、第65条第2項第4号を修正します。ご質問については、基本的事案ごとにご理解の通りですが、第三者による損傷等の個別の事案ごとに、維持管理業務が適切に実施されていたかは個別に確認することになります。
98	事業契約書 (案)	28	第7章	第1節	第78条	第1項	七、八、九	市の解除権等	第78条第一項七、八、九の各号は、本事業に関して生じた事由に限定されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
99	事業契約書 (案)	28	第7章	第1節	第78条	第1項	七、八、九	市の解除権等	第78条第一項七、八、九の各号は、本事業に関して生じた事由との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
100	事業契約書 (案)	28	第7章	第1節	第78条	第1項	七	市の解除権等	事業契約の解除事由として、「公正取引委員会が、選定企業に違反行為があったとして独占禁止法第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）が確定したとき」とありますが、ここでいう違反行為とは、本事業に関する違反行為に限るとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

入札説明書等に関する質問及び意見に対する回答（参加資格要件以外）

No.	資料名	該当箇所							質問事項	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
101	事業契約書 (案)	28	第7章	第1節	第78条	第1項	八	市の解除権等	事業契約の解除事由として、「選定企業又は選定企業の役員若しくは使用人が刑法第 96 条の 6 の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき」とありますが、ここでいう刑とは、本事業に関する刑に限るとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
102	事業契約書 (案)	29	第7章	第1節	第78条	第1項	九	市の解除権等	事業契約の解除事由として、「前二号に規定するもののほか、選定企業又は選定企業の役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第 96 条の 6 の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき」とありますが、ここでいう違法な行為とは、本事業に関する違法な行為に限るとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
103	事業契約書 (案)	30	第7章	第1節	第78条	第4項	一	市の解除権等	違約金が発生する「第 1 項第七号から第九号のいずれかの事由」は、基本協定第11条に定める違約金の発生事由と同一事由と思料しますが、違約金については、事業契約上の違約金と基本協定上の違約金は重複しては生じないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
104	事業契約書 (案)	30	第7章	第1節	第78条	第4項	二	市の解除権等	違約金が発生する「第 2 項各号のいずれかの事由」が選定企業に生じた場合、基本協定第12条に定める違約金発生事由と同一事由が含まれるものと思料しますが、違約金については、事業契約上の違約金と基本協定上の違約金は重複しては生じないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

入札説明書等に関する質問及び意見に対する回答（参加資格要件以外）

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
105	事業契約書 (案)	30	第7章	第1節	第78条	第4項		市の解除権等	「本件工事費等の合計額の10分の1に相当する額」とありますが、5-1-3号「入札価格内訳書（別紙）」の「工事費」に記載する金額（税込み）が該当するとの理解でよろしいでしょうか。それとも施設整備費等の合計金額（税込み）が該当するのでしょうか。	施設整備費の全体ではなく工事費が該当することはご理解の通りです。なお、「本件工事費等」は維持管理費等が含まれますので、定義をご確認ください。
106	事業契約書 (案)	31	第7章	第2節	第80条			事業者の解除権	発注者様により施設整備業務の内容が変更され、施設整備費等が2/3以上減少した場合には、市建設工事約款第50条第1項第1号に準じ、事業者からの本事業契約の解除をお認めいただけないでしょうか。	原文通りとします。
107	事業契約書 (案)	32	第7章	第2節	第82条	第1項	二	事業者の帰責事由による契約解除の効力	「建設中の本施設の出来形部分並びに関連する設計業務及び工事監理業務の成果を検査し、当該検査に合格した部分について事業者より引渡しを受け、その所有権を取得及び保持する。」とありますが、当該出来形部分については、出来形を構築する上で必要であった費用（事前調査費、SPC設立費用、建中金利、金融費用等）も合理的な範囲で含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	出来型の整備に必要な設計費（事前調査費を含みます。）や建設工事費を想定しており、SPC設立費用、建中金利、金融費用等は含まれません。
108	事業契約書 (案) 別紙3	47						事業者が付す保険	事業契約書第25条では「事業者は、自らの責任と費用負担により保険に加入しなければならない。」とありますが、別紙3では保険契約者に建設企業や維持管理企業の文言が見受けられます。各種保険については、建設企業や維持管理企業が自らの責任と費用負担で保険を付すことが可能なのでしょうか。	別紙3に従って保険に加入して頂きます。第25条の文言は修正します。

入札説明書等に関する質問及び意見に対する回答（参加資格要件以外）

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
109	事業契約書 (案) 別紙3	47	第1	1				建設工事保険	事業者の責任と費用負担により付す保険として記載されている保険の「(3)付保条件」として記載されている条件以外の条件、及びそれ以外の事業者の判断に基づき付保する保険の付保条件は提案に任せていただけたという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです
110	事業契約書 (案) 別紙3	47	第1	2				請負業者賠償責任保険	事業者の責任と費用負担により付す保険として記載されている保険の「(3)付保条件」として記載されている条件以外の条件、及びそれ以外の事業者の判断に基づき付保する保険の付保条件は提案に任せていただけたという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
111	事業契約書 (案) 別紙3	47	第1	1	(3)			付保条件	建設工事保険にかかる付保条件の保険金額について、「本施設の建設工事費」の金額は税込み金額との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
112	事業契約書 (案) 別紙3	48	第2					維持管理業務に係る保険	維持管理業務に係る保険について、被保険者に関して「これらの企業と直接契約を締結している企業」、「これらの企業から直接業務を請負うすべての者」とありますが、例えば維持管理企業が保険契約者となった場合、被保険者は維持管理企業からの再委託企業であり、事業者の再委託企業は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	ご質問における「事業者の再委託企業」が、事業者と直接請負契約を締結する企業から業務を委任または請け負った企業を指しているのであれば、ご理解のとおりです。

入札説明書等に関する質問及び意見に対する回答（参加資格要件以外）

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
113	事業契約書 (案) 別紙3	48	第2	1				施設賠償責任保 険	事業者の責任と費用負担により付す保険として記載されている保険の「(3)保険条件」として記載されている条件以外の条件、及びそれ以外の事業者の判断に基づき付保する保険の付保条件は提案に任せていただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
114	事業契約書 (案) 別紙3	48	第2	2				請負業者賠償責 任保険	事業者の責任と費用負担により付す保険として記載されている保険の「(3)保険条件」として記載されている条件以外の条件、及びそれ以外の事業者の判断に基づき付保する保険の付保条件は提案に任せていただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
115	事業契約書 (案) 別紙3	48	第2	1	(3)			保険条件	被保険者に運営事業者が含まれておりませんが、催事開催時に発生した事象の賠償については、運営事業者の責任において補償し、事業者及び維持管理企業の責任の範囲外であるとの認識でよろしいでしょうか。	個別の事案ごとに判断することになります。
116	事業契約書 (案) 別紙3	48	第2	2				請負業者賠償責 任保険	本施設の所有権を移転したうえで維持管理を実施するBT0方式となりますので、補償内容が重複しないように保険手配を検討したく、貴市が本施設に対して付保予定の共済・損害保険等がございましたら、その補償内容についてご開示ください。	本市において、施設賠償責任保険及び請負業者賠償責任保険又はそれらに相当する保険等の付保予定はありません。

入札説明書等に関する質問及び意見に対する回答（参加資格要件以外）

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
117	事業契約書 (案) 別紙4	50						事業費の算定及び支払方法	修繕費について、半期ごとの各支払金額は、事業者が提案する各年度の修繕費の1/2という理解でよろしいでしょうか。	支払金額は、入札価格内訳書に記載の提案価格に基づいた金額とします。
118	事業契約書 (案) 別紙4	50	2	(1)	①			支払方法	各事業年度末に実施する確認後、出来高形に応じて各事業年度に1回ずつ本施設の施設整備費等（A）を支払うとありますが、2027年度分は2027年6月30日が引渡期限であるため、完成確認後、最初に到来する月の月末（つまり2027年6月30日）までに請求書を送付すれば、貴市が受領後40日以内（つまり2027年8月）に建設業務の精算金が支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
119	事業契約書 (案) 別紙4	50	2	(1)	①			支払方法	「令和6年度（2024年度）、令和7年度（2025年度）、令和8年度（2026年度）及び令和9年度（2027年度）における、各事業年度末に実施する設計業務の成果物の確認並びに中間確認及び完成確認後、出来高形に応じて各事業年度に1回ずつ本施設の施設整備費等（A）を支払う。」とあり、また第53条第1項に「事業者と協議により時期を定め、建設業務の主要な工程に係る工事の終了時に、書面によるほか実地における中間確認を実施することができる。」とあります。建設業務に関しては、実地における中間確認の実施はできる規定（貴市の意向次第）ですが、書面による中間確認は各事業年度末に必ず実施いただける（各年度毎にお支払いいただける）との理解でよろしいでしょうか。	毎年度、中間確認を実施する想定です。
120	事業契約書 (案) 別紙4	50	2	(1)	①			支払方法	出来高形に応じて支払うとありますが、当該出来形部分の100%に相当する代金をお支払いいただけたらとの理解でよろしいでしょうか。	市の予算額を上限とした中での支払いとなります。

入札説明書等に関する質問及び意見に対する回答（参加資格要件以外）

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
121	事業契約書 (案) 別紙4	50	2	(1)	①			支払方法	仮に基本設計が令和6年度中に完成、実施設計が令和7年度の前半に完成した場合、設計費については、令和6年度末と令和7年度末の成果物の確認によりそれぞれ基本設計分と実施設計分を、工事費及び工事監理費については、令和7年度末と令和8年度末の中間確認及び令和9年度6月までの完成確認により工事費及び工事監理費の第1回目分、第2回目分及び第3回目分（施設整備費の精算金）をお支払いいただけるとの認識でよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりです。関連して事業契約書案を修正します。
122	事業契約書 (案) 別紙4	50	2	(1)	①			支払方法	設計業務の成果物の確認において、基本設計・実施設計の完成がそれぞれ年度をまたぐ場合、各年度末時点での進捗割合に応じて出来形として認めていただけますでしょうか。	基本設計・実施設計においては、成果物の確認となるため、進捗割合に応じての出来形の確認とはなりません。
123	事業契約書 (案) 別紙4	50	2	(1)	①			支払方法	「ただし、各事業年度の支払額は、市の予算額を上限とする。」とありますが、各事業年度の予算上限額をご公表いただけますでしょうか。支払予定額が貴市の予算額より大きく超過した場合、金融機関からの資金調達も検討する必要があるなど、資金繰りに影響があります。	契約代金額と、提出いただく建設業務に関する実施工程表に記載された出来高予定を参考に、各事業年度の支払額となる予算額を計上するため、現状で公表できるものではありません。
124	事業契約書 (案) 別紙4	50	2	(1)	①			支払方法	「令和6年度（2024年度）、令和7年度（2025年度）、令和8年度（2026年度）及び令和9年度（2027年度）における（中略）出来形に応じて各事業年度に1回ずつ本施設の施設整備費等(A)を支払う。」とありますが、本施設の施設整備費等(A)は割賦払い等は存在せず、この4回の支払で施設整備費等(A)の全額が支払われる、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

入札説明書等に関する質問及び意見に対する回答（参加資格要件以外）

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
125	事業契約書 (案) 別紙4	50	2	(1)	①			支払方法	「出来形に応じて各事業年度に1回ずつ本施設の施設整備費等(A)を支払う」とありますが、出来形払の対象は、1. 事業費の構成に記載の「① 本施設の基本設計費」から「⑧ 上記に対する消費税等」までのすべて内容との理解でよろしいでしょうか。	出来形払いの対象は③本件工事費を想定しております。その他の項目は、成果物の確認等により支払います。
126	事業契約書 (案) 別紙4	50	2	(1)	①			支払方法	「出来形に応じて各事業年度に1回ずつ本施設の施設整備費等(A)を支払う」との記載がございますが、例えば各事業年度の支払いを中間時と年度末の二回に分けて支払う等、各事業年度の施設整備費の支払いを複数回に分けてお支払いいただくことはご検討いただけますでしょうか。	各年度に1回ずつの支払いとなります。
127	事業契約書 (案) 別紙4	50	2	(1)	①			支払方法	「ただし、各事業年度の支払額は、市の予算額を上限とする」とありますが、各事業年度の市の予算額は現時点で判明しますでしょうか。	判明していません。
128	事業契約書 (案) 別紙4	50	2	(1)	①			支払方法	「ただし、各事業年度の支払額は、市の予算額を上限とする」とありますが、各事業年度の市の予算額はどのように決定されますでしょうか。	契約代金額と、提出いただく建設業務に関する実施工程表に記載された出来高予定を参考に、各事業年度の支払額となる予算額を計上します。

入札説明書等に関する質問及び意見に対する回答（参加資格要件以外）

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
129	事業契約書 (案) 別紙4	50	2	(1)	②			支払手続	「本施設の施設整備費等」の「支払内容」として記載されている「3調査費用等（測量等その他必要な調査）」の支払手続きについてご教示ください。（設計業務と同様に、調査業務の成果物の提出後、最初に到来する月の末日までに市へ請求書を送付できるとの理解でよろしいでしょうか。）	第46条による成果物の完成確認後に請求書の送付が可能となるため、調査業務のみの成果物で請求書を送付することはできません。
130	事業契約書 (案) 別紙4	50	2	(1)	②			支払手続	「本施設の施設整備費等」の支払手続きについてご教示ください。 令和6年度末には基本設計分、令和7年度末には実施設計分と工事費及び工事監理費の1回目分、令和8年度末には工事費及び工事監理費の2回目分、令和9年度6月引渡し後には工事費及び工事監理費の3回目分（精算金）を請求後に受領できるとの理解でよろしいでしょうか。	引渡しまでの工程は、建設業務に関する実施工程表によりますが、質問内容を仮定としますと、ご理解のとおりです。
131	事業契約書 (案) 別紙4	50	2	(1)	②			支払手続	「本施設の施設整備費等」の「支払内容」として記載されている「⑥施設整備期間中のSPC運営管理等費」及び「⑦その他必要な費用」の支払手続きについてご教示ください。様式第5-1-2号に計上した金額について、各事業年度に1回（令和6～8年度は3月末、令和9年度は6月末）市へ請求書を送付できるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
132	事業契約書 (案) 別紙4	50	2	(1)	②			支払手続	「維持管理費等(B)」は、上期・下期の年2回の支払いになるとの理解でよろしいでしょうか。その場合、支払対象期間は基本的に「上期（4月～9月）」と下期「10月～翌年3月」の6か月間となるが、初回の令和9年度は「9月1～30日」の1か月間になるとの理解でよろしいでしょうか。	令和9年度の初回は、維持管理業務の開始日（現在の想定は7月1日）から9月30日です。

入札説明書等に関する質問及び意見に対する回答（参加資格要件以外）

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
133	事業契約書 (案) 別紙4	51	2	(2)	②			支払手続	実施方針等に関する質問及び意見に対する回答No.31にて、維持管理運営業務の対価は、落札者の提案のもとに支払われるとのことですが、修繕業務の費用など各年度によって異なるため、年度毎に支払額が変動する提案もお認め頂けるかの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
134	事業契約書 (案) 別紙4	51	2	(2)	③			特別中断期間の特則	「特別中断期間の維持管理費等（B）については、～（中略）～、事業者に対して支払う」とあります。特別中断期間中も合理的な範囲（維持管理スタッフを解雇できないことによる人件費等）で負担いただけるかの理解でよろしいでしょうか。	支払の対象については、特別中断事由が生じたタイミングで市と事業者の協議にて定めます。特別中断事由による維持管理業務の中断については事業契約第69条の内容もあわせてご確認ください。
135	事業契約書 (案) 別紙4	52	3	(1)	②	ア	a	修繕費	使用する指標は「建設物価指数月報」-建築費指数/標準指数（建設物価調査会）」とありますが、どの標準指数を用いるのかご教示ください。また、指標については建設物価調査会から無償で公表されている指標を使用するという理解でよろしいでしょうか。	「建設物価 建築費指数」—「都市別指数（札幌）」—「構造物平均S」—「工事原価」を採用します。事業契約書案を修正します。なお、同指標は2023年10月1日現在、建設物価調査会のウェブサイトから無償で閲覧することが可能です。
136	事業契約書 (案) 別紙4	52	3	(1)	②	ア	a	修繕費	使用する指標は「建設物価指数月報」-建築費指数/標準指数（建設物価調査会）」とありますが、標準指数については、公表から2か月の間は暫定値であり、その後の公表で変動する可能性があります。（2023年8月10日公表のものであれば、6月及び7月が暫定値となり、この時点で5月が確定値となります。）毎年9月30日時点で確認できる最新の指標ということでしたら、7月及び8月の指数が暫定値として公表され、6月が確定値として公表されると思われませんが、この暫定値である8月の指数を用いるということでしょうか。	使用する物価変動指標については、毎年9月30日時点で確認できる最新の指標（最新の値として暫定値が出ている場合は暫定値）とします。関連して事業契約書案を修正します。

入札説明書等に関する質問及び意見に対する回答（参加資格要件以外）

No.	資料名	該当箇所							質問事項	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
137	事業契約書 (案) 別紙4	52	3	(1)	②	ア	a	修繕費	使用する指標は「建設物価指数月報」-建築費指数/標準指数（建設物価調査会）」とありますが、こちらの基準年度が変更となった場合の取扱いについて、ご教示ください。	適用時における最新の（変更後の）指数とします。
138	事業契約書 (案) 別紙4	52	3	(1)	②	ア	a	修繕費	修繕費の改定で使用する指標は「建設物価指数月報」-建築費指数/標準指数（建設物価調査会）」とありますが、建設物価調査会が無償で公表している指標を使用するという理解でよろしいでしょうか。その場合、具体的な指標についてご教示ください。	「建設物価 建築費指数」―「都市別指数（札幌）」―「構造物平均S」―「工事原価」を採用します。事業契約書案を修正します。
139	事業契約書 (案) 別紙4	52	3	(1)	②	ア		SPC運営管理等費	使用する指標は「企業向けサービス価格指数」-その他の専門サービス（消費税等除く、物価指数月報・日銀統計調査局）」とありますが、こちらの指数については、公表から3か月の間は速報値であり、その後の公表で変動する可能性があります。（2023年8月公表のものであれば、5月、6月及び7月が速報値となり、この時点で4月が確定値となります。）毎年9月30日時点で確認できる最新の指標ということでしたら、6月、7月及び8月の指数が速報値として公表され、5月が確定値として公表されると思われませんが、この速報値である8月の指数を用いるということよろしいでしょうか。	使用する物価変動指標については、毎年9月30日時点で確認できる最新の指標（最新の値として暫定値が出ている場合は暫定値）とします。関連して事業契約書案を修正します。
140	事業契約書 (案) 別紙4	52	3	(1)	②	ア		SPC運営管理等費	使用する指標は「企業向けサービス価格指数」-その他の専門サービス（消費税等除く、物価指数月報・日銀統計調査局）」とありますが、こちらの基準年度が変更となった場合の取扱いについて、ご教示ください。	適用時における最新の（変更後の）指数を採用します。

入札説明書等に関する質問及び意見に対する回答（参加資格要件以外）

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
141	事業契約書 (案) 別紙4	53	3	(2)	①	ア		賃金水準又は物 価水準の変動の 場合	本件工事費における変動の基準日が、本事業契約の締結日(2024年6月)となっておりますが、入札日である2024年1月と出来ないでしょうか。契約締結まで時間を要することに因り、年度をまたぐという事で資材含め価格改定の事象を予測できないことに因ります。	基準日は入札日です。関連して、スライド請求可能な時期について事業契約書案を修正します。
142	事業契約書 (案) 別紙4	54	3	(2)	①	イ	(i)	改定率	物価変動による施設整備費の変更に際し、指標として「建設物価 建築費指数」を使用する旨の記載がございますが、市建設工事約款第26条第3項において「物価指数等」とありますように、建築費指数だけではなく、例えば実際の調達価格の変動率等も踏まえてご協議いただけませんかでしょうか。	「建設物価 建築費指数」―「都市別指数(札幌)」―「構造物平均S」―「工事原価」を採用します。
143	事業契約書 (案) 別紙4	56	3	(2)	②			特別な要因による主要な工事材料の価格の著しい変動の場合	「② 特別な要因による主要な工事材料の価格の著しい変動の場合」、「主要な工事材料」のみ変更の対象となっておりますが、同要因により労務費、外注費の変動も生じますので、工事材料に限らず、工事費を構成する全ての費用を変更の対象にさせていただきますでしょうか。	原文の通りとします。
144	事業契約書 (案) 別紙4	56	3	(2)	②			特別な要因による主要な工事材料の価格の著しい変動の場合	「②特別な要因による主要な工事材料の価格の著しい変動の場合」について、提案時の内訳を提示することにより指標のない設備機器にも単品スライドの適応を認めていただけないでしょうか。	原文の通りとします。

入札説明書等に関する質問及び意見に対する回答（参加資格要件以外）

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
145	事業契約書 (案) 別紙4	57	3	(2)	③			急激なインフレーション・デフレーションの場合	「本③に基づく本件工事費の改定が行われたことがある場合には、最後の改定から1年を経過するまでは、新たに本③に基づく本件工事費の改定を行うことはできないものとする」との記載がございますが、本③に基づく本件工事費の改定から1年を経過する前に、再び予期することのできない急激なインフレーション又はデフレーションにより本件工事費が不相当となることも考えられますので、このような場合には、本件工事費の変更についてご協議いただけませんかでしょうか。	改定協議には一定の期間を要するため、再請求は原則1年経過後とします。ただし、市がやむを得ないと認めた場合は協議に応じることとし、事業契約書案を修正します。
146	事業契約書 (案) 別紙5	58	1	(3)				その他	第三者の悪意及び過失に伴う損害等が発生した時は、天災他の事象と同じ扱いとして扱う（すなわち不可抗力とする）とのことですが、同扱いとする前に可能であれば第三者への損害賠償請求を妨げず、市も協力いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者による第三者への損害賠償請求は妨げません。市の協力については、個別の事案に応じて市が判断します。
147	事業契約書 (案) 別紙5	58	1	(3)				その他	盗難等の第三者によるものについては、不可抗力（第三者の悪意及び過失）として取扱います。とのことですが、不可抗力とする前に可能であれば第三者への損害賠償請求を妨げず、市も協力いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者による第三者への損害賠償請求は妨げません。市の協力については、個別の事案に応じて市が判断します。
148	事業契約書 (案) 別紙5	58	1	(3)				その他	第三者による施設損傷については、不可抗力（第三者の悪意及び過失）として取扱います。とのことですが、不可抗力とする前に可能であれば第三者への損害賠償請求を妨げず、市も協力いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者による第三者への損害賠償請求は妨げません。市の協力については、個別の事案に応じて市が判断します。

入札説明書等に関する質問及び意見に対する回答（参加資格要件以外）

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
149	事業契約書 (案) 別紙5	58	1	(3)				その他	「第三者の悪意及び過失」とありますが、この「悪意」は法的用法の「事実を知っていること」という意味ではなく、「故意」と同義との理解でよろしいでしょうか。「故意」ではなくあえて「悪意」とされている理由も含めてご教示ください。	「悪意」は「故意」と同義で用いています。文言を修正します。
150	事業契約書 (案) 別紙6	60	1					任意事業協定の当事者	任意事業協定の当事者は市及び事業者とありますが、市と任意事業を行う者が直接協定を締結することも可能との理解でよろしいでしょうか。	別紙6の有無、内容については、提案内容により判断することとしており、現在記載している内容はあくまでも一例ですが、任意事業協定を締結する場合には、少なくとも市と事業者は当事者とします。
151	事業契約書 (案) 別紙6	60	4					モニタリング	「任意事業に係るガバナンス基本計画」は、貴市が作成し、事業者に提示されるとの理解でよろしいでしょうか。	別紙6の有無、内容については、提案内容により判断することとしており、現在記載している内容はあくまでも一例ですが、ガバナンス基本計画を作成する場合、市と事業者が協議の上で作成することとします。
152	事業契約書 (案) 別紙6	60	4					モニタリング	「市と事業者は、・・・モニタリング組織を設置し」とありますが、市と事業者を構成メンバーとする一つのモニタリング組織を設置するとの理解でよろしいでしょうか。それとも、市、事業者はそれぞれ別のモニタリング組織を設置する必要があるということでしょうか。	別紙6の有無、内容については、提案内容により判断することとしており、現在記載している内容はあくまでも一例ですが、モニタリング組織を設置する場合、市と事業者で協議の上、一つの組織（当該組織の構成者については協議の上決定）を設置することを想定しています。

入札説明書等に関する質問及び意見に対する回答（参加資格要件以外）

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
153	事業契約書 (案) 別紙6	60	4					モニタリング	「ガバナンス基本計画」とありますが、どのようなものを想定されておりますでしょうか。こちらの定義をご提示ください。	任意事業に係る提案の内容を踏まえて判断することになりますが、基本的には、任意事業のガバナンスに関する基本的な考え方（目的・枠組み・内部統制の仕組み等）及びモニタリングについて規定することを想定しています。
154	事業契約書 (案) 別紙6	60	4					モニタリング	「事業者が合理的な理由なく、事業者の提案内容どおり任意事業を実施しなかったと判断した場合、事業者に対して違約金等の支払を請求できる」とありますが、違約金の算定基準をお示し下さい。	任意事業に係る提案の内容を踏まえて判断することになります（提案内容によっては、具体的な算定基準を示せない場合もあり得ます。）。
155	事業契約書 (案) 別紙6	60	4					モニタリング	「事業者が合理的な理由なく、事業者の提案内容どおり任意事業を実施しなかったと判断した場合」の判断基準をお示し下さい。	個別の事案ごとに判断することになります。
156	事業契約書 (案) 別紙6	60	4					モニタリング	「市及び事業者は、～中略～モニタリング組織を設置」することとされていますが、このモニタリング組織とは、事業者が施設整備業務及び維持管理業務において実施するモニタリングとは別に、任意事業のためのモニタリング組織を新たに設置することを求められているのでしょうか。	別紙6の有無、内容については、提案内容により判断することとしており、現在記載している内容はあくまでも一例ですが、モニタリング組織を設置する場合、その形態や構成メンバー等については任意事業の内容に応じて検討することを想定しています。

入札説明書等に関する質問及び意見に対する回答（参加資格要件以外）

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
157	事業契約書 (案)							事業契約書 (案) 全般	第17条第2項「～と認めるとき」や第29条第3項「市が合理的な変更内容を定め、事業者に通知する」、第57条第3項「～と判断した場合には」等の記載について、これらの発注者様の判断については、事実関係を踏まえ客観的かつ妥当性のある基準により行われることが前提であると考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
158	事業契約書 (案)							事業契約書 (案) 全般	事業契約書（案）をはじめとする各種資料において「協議」との記載がございますが、「協議」におきましては発注者様及び事業者にて誠実に協議を行い、事実関係を踏まえ客観的に合理性のある内容で合意することが前提であると考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
159	様式集及び提案 記載要領	4	第1	5	(3)	ア		事業計画に関する 提案書	任意事業に関する記載箇所は事業計画に関する提案書にのみ含まれていますが、任意事業に関する提案内容のうち、施設計画や維持管理計画にも及ぶものは、施設整備計画に関する提案書や維持管理計画に関する提案書に記載しても評価いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	評価については落札者決定基準に記載のとおり行いますので、ご参照ください。
160	様式集及び提案 記載要領	4	第1	5	(3)	ア	③	事業の安定性・ 確実性及びリス クへの対応	「ア 事業計画に関する提案書」の「③事業の安定性・確実性及びリスクへの対応」の「最大枚数」は「2枚」と記載されていますが、リスクの分析を行う資料（リスク分析表や保険評価書等）など関連する資料（任意様式）を添付してもよろしいでしょうか。	提案書様式本体も含めて、最大枚数のなかでの添付は可能です。

入札説明書等に関する質問及び意見に対する回答（参加資格要件以外）

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答
		頁	章	節	細節	項	項目名		
161	様式集及び提案記載要領	4	第1	5	(3)	ア	事業計画に関する提案書	事業計画に関する提案書に関して、副本においては、一切の企業名称は記載しないことを前提に、リスク分析表、リスク評価書、関心表明書などを添付することをお認めいただけますでしょうか。	提案書様式本体も含めて、最大枚数のなかでの添付は可能です。関心表明書の提出は求めませんし、評価対象ともしません。
162	様式集及び提案記載要領	4	第1	5	(3)	ア	⑤ 施設運営の円滑性・利用者利便の向上	「⑤施設運営の円滑性・利用者利便の向上」の「主たる記載事項」に「施設の運営が円滑になされるような配慮・工夫」とありますが、様式A-5-1には、施設供用開始後の具体的な配慮・工夫に関する提案内容を記載するとの理解でよろしいでしょうか。（施設の運営が円滑になさせるようなハード面（設計面）の配慮・工夫は、施設整備計画（様式B）に記載するとの理解でよろしいでしょうか。）	記載内容は各社のご提案に委ねます。評価については落札者決定基準に記載のとおり行いますので、ご参照ください。
163	様式集及び提案記載要領	5	第1	5	(3)	イ	施設整備計画に関する提案書	様式B-2-2（諸元表）、B-2-3（仕上表）、B-2-4（各室面積表）に関して、いずれも最大枚数「1枚」とありますが、各様式内の注釈に「必要に応じて適宜項目を追加すること」との記載があるため、追加による項目数次第では、1枚以上の作成も可能（最大枚数は「適宜」と読み替える）との理解でよろしいでしょうか。	B-2-3（仕上表）、B-2-4（各室面積表）についてはご理解のとおりです。ただし、例えば「備考」等の枠を新たに設け、各様式に関連しない内容を記載することは認めません。関連して提案記載要領を修正します。
164	様式集及び提案記載要領	7	II	5	(3)	エ	施設整備計画図面集	提出書類の外観透視図の留意点に、遠景（羊ヶ丘展望台）からのイメージパースを作成する事と記載してありますが、遠すぎて設計した建物がほとんど見えないと思われます。各社にて適宜提案でよろしいでしょうか。	羊ヶ丘展望台からほとんど見えないことを確認するためのパースであることから、指定のとおり作成してください。

入札説明書等に関する質問及び意見に対する回答（参加資格要件以外）

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
165	様式集及び提案記載要領	9	第2	2				企業名の記載	「企業名は第1の5の(1)、(2)及び(3)の正本のみに記入し、副本には一切の企業名称及びこれらの企業を類推できるものの記載は行わないこと」とありますが、正本、副本ともに企業名の記載は行わず、正本にのみ企業名対応表を添付することも可としていただけないでしょうか。	ご質問の方法での企業名の記載及び企業名対応表の添付を認めますが、A4判1枚とし、「(グループ名)企業名対応表」のタイトルのほか、1列目に匿名の社名(「A社、B社等」等)、2列目に対応する企業の固有名詞を記載した表以外は記載しないでください。
166	様式集及び提案記載要領	9	第2	2				企業名の記載	「企業名は第1の5の(1)、(2)及び(3)の正本のみに記入し、副本には一切の企業名称及びこれらの企業を類推できるものの記載は行わないこと」とありますが、入札参加者を構成する以外の企業については正本、副本ともに企業名の記載を認めていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
167	様式集及び提案記載要領	9	第2	2				企業名の記載	「企業名は正本のみに記入」とありますが、使用文字数の関係上、正本と副本でレイアウトが異なる体裁となってしまうことから、副本では、各企業名を本事業における役割を用いて表記(代表企業、設計・工事監理企業、建設企業、維持管理企業等)し、正本には、企業名との置き換えを示した「企業名対応表」(任意書式)を作成して、正本ファイルの冒頭に綴じこむ形をお認めいただけないでしょうか。	ご質問の方法での企業名の記載及び企業名対応表の添付を認めますが、A4判1枚とし、「(グループ名)企業名対応表」のタイトルのほか、1列目に匿名の社名(「A社、B社等」等)、2列目に対応する企業の固有名詞を記載した表以外は記載しないでください。
168	様式集及び提案記載要領	9	第2	2				企業名の記載	「企業名は第1の5の(1)、(2)及び(3)の正本のみに記入」とありますが、(4)提案審査書類の電子データのCD-R又はDVD-Rの盤面3部も企業名は記載しないと考えてよろしいでしょうか。	CD-R又はDVD-Rの表側盤面へ企業名を記載するか否は指定しません。

入札説明書等に関する質問及び意見に対する回答（参加資格要件以外）

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
169	様式集及び提案記載要領	9	第2	3				記載内容	「所在地等については、略さず〇条〇丁目〇番〇号等は正確に記載」とありますが、企画提案書において業務実績を紹介する場合等のように案件の詳細な地名地番の情報に重きをおかないと応募者が判断した場合は適宜必要な範囲で所在地をお示しすればよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
170	様式集及び提案記載要領	9	第2	4				書式等	「提案内容について、特に強調したい箇所、重要と考える箇所等は、ゴシック体の使用、太字、下線等により見やすくするための工夫をする」とありますが、使用する文字フォントや使用する文字色、各様式の枠線等の着色については、特に制限はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
171	様式集及び提案記載要領	10	第2	5				提出要領	企画提案書に関して、「～様式第A-1号から第A-5-2号までと、様式第B-1-1号から第B-10-2号までと、様式第C-1号から第C-3-2号までをA4ファイルに番号の若い順に一括して綴じ（添付書類を含む。）～」とありますが、この「添付書類」とは、様式集で指定された内容（様式第A-5-2号 土地貸付条件書にかかる添付書類）に限られるものではなく、任意で参考資料等を添付してよいとの理解でよろしいでしょうか。	提案書様式本体も含めて、最大枚数のなかでの添付は可能です。
172	様式集及び提案記載要領	10	第2	5				提出要領	提案審査書類を綴じこむファイルについて、リングファイルやパイプファイルなど特に指定はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

入札説明書等に関する質問及び意見に対する回答（参加資格要件以外）

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答
		頁	章	節	細節	項	項目名		
173	様式集及び提案記載要領	10	第2	5			提出要領	提案審査書類の提出体裁について、適宜、インデックスシートなどを用いて整理することは差し支えないでしょうか。	インデックスシートの使用は可能です。
174	様式集及び提案記載要領	10	第2	5			提出要領	提案審査書類のファイル表紙及び背表紙について、「提案書」（図面集は「施設整備計画図面集」）、登録記号、正本・副本の別（番号）のほか、事業名「札幌市（仮称）新展示場整備事業」等を任意で記載することは差し支えないでしょうか。	ご質問の方法での記載方で差し支えありません。
175	様式集		5	(1)	5-1-2		(様式第5-1-2号) 入札価格内訳書（本編）	令和22年度（2041年度）とありますが、令和23年度（2041年度）の誤植でしょうか。	ご理解のとおりです。併せて様式集を修正します。
176	様式集		5	(1)	5-1-2		(様式第5-1-2号) 入札価格内訳書（本編）	各事業年度末に実施する確認後、出来高形に応じて各事業年度に1回ずつ本施設の施設整備費等（A）を支払うとありますが、2027年度分は2027年6月30日が引渡期限であるため、当該年度の金額は令和9年度（2027年度）上期（4回）に入力することよろしいでしょうか。	上期、下期のどちらに入力しても差し支えありません。関連して事業契約書案を修正します。

入札説明書等に関する質問及び意見に対する回答（参加資格要件以外）

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
177	様式集		5	(1)	5-1-2	B		(様式第5-1-2号) 入札価格内訳書（本編）	B（維持管理費等）については①本施設の維持管理費、②維持管理期間中のSPC運営管理等費共に各回均等額でなく、異なってもよい（提案による）との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
178	様式集		5	(1)	5-1-2	B		(様式第5-1-2号) 入札価格内訳書（本編）	「B. 維持管理費等」に計上する「①本施設の維持管理費（a修繕費、bその他維持管理費）」「2維持管理期間中のSPC運営管理等費」は、各事業年度において異なる金額を計上してよいでしょうか。（平準化して計上する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。）その場合、上期と下期で異なる金額を計上することも可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
179	様式集		5	(1)	5-1-2	B		(様式第5-1-2号) 入札価格内訳書（本編）	「B. 維持管理費等」に計上する「①本施設の維持管理費（a修繕費）」に関して、令和9年度～令和23年度までは、様式第C-3-2号「修繕計画表」と整合させる必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、様式第C-3-2号に費用を記載する場合は様式第5-1-2号等の関連する様式と整合させてください。
180	様式集		5	(1)	5-1-3			(様式第5-1-3号) 入札価格内訳書（別紙）	SPCの利益相当額は、「2. 維持管理費等」の「SPC運営管理等業務」の項目として記載するとの理解でよろしいでしょうか。	様式第5-1-3号にはSPCの利益相当額は、「SPC運営管理等業務」の項目として設定することは必須ではなく、各事業者の判断にて設定ください。

入札説明書等に関する質問及び意見に対する回答（参加資格要件以外）

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
181	様式集		5	(1)	5-1-3			(様式第5-1-3号) 入札価格内訳書（別紙）	注3として、「1年あたりには事業期間合計金額を事業期間で除した値を入力してください」とありますが、事業期間が14年9か月となっていることから、この期間で除した値は「1年あたり」になりません。1年あたりの欄は、令和10年度～令和23年度（14年間分）の合計額を14で除した値を入力することでよろしいでしょうか。	原文のとおり、事業期間合計金額を事業期間（14.75年）で除した値を入力してください。
182	様式集		5	(2)	5-2-4			(様式第5-2-4号) 基礎項目審査確認リスト	確認事項について該当様式上に表現し切れない場合、要求水準を満たすことを担保した上で、該当様式欄に「要求水準充足」と記載してもよろしいでしょうか。	注2に記載のとおり、表現し切れない（具体的な記載ができない）場合は、実現可能であることを確認のうえ、「実現可能」と記載ください。
183	様式集		5	(3)	ア	A-2		(様式第A-2号) 事業実施体制及び役割分担	「地域の企業や資材の活用方針」とありますが、地元企業からの「関心表明書」の添付は可能でしょうか。	関心表明書の提出は求めませんし、評価対象としません。
184	様式集		5	(3)	ア	A-3		(様式第A-3号) 事業の安定性・確実性及びリスクへの対応	本様式の提案内容に関する参考書類（例：構成員間協定書、リスク評価書など）を添付してもよろしいでしょうか。	提案書様式本体も含めて、最大枚数のなかでの添付は可能です。

入札説明書等に関する質問及び意見に対する回答（参加資格要件以外）

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
185	様式集		5	(3)	ア	A-5-1		(様式第A-5-1号) 施設運営の円滑性・利用者利便の向上	本様式の提案内容に関する参考書類（例：構成員間協定書、リスク評価書など）を添付してもよろしいでしょうか。	提案書様式本体も含めて、最大枚数のなかでの添付は可能です。
186	様式集		5	(3)	ア	A-5-1		(様式第A-5-1号) 施設運営の円滑性・利用者利便の向上	企画提案書の枚数制限について、任意事業の提案の有無にかかわらず「最大枚数：A4×3枚」で作成する、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
187	様式集		5	(3)	ア	A-5-2		(様式第A-5-2号) 土地貸付条件書	「最大枚数：A4×2枚」とありますが、合築：1枚、分築：1枚を想定するものであり、例えば、任意事業を合築のみで提案する場合には、本様式をA4：1枚＋添付書類A3：1枚を最大枚数として作成するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
188	様式集		5	(3)	ア	A-5-2		(様式第A-5-2号) 土地貸付条件書	「(4)貸付期間」の「土地貸付に係る契約締結日」に関して、提案貸付料は、本施設の供用開始日から発生するのでしょうか。	維持管理業務開始日から発生します。

入札説明書等に関する質問及び意見に対する回答（参加資格要件以外）

No.	資料名	該当箇所						質問事項	回答
		頁	章	節	細節	項	項目名		
189	様式集		5	(3)	ア	A-5-2	(様式第A-5-2号) 土地貸付条件書	「(4)貸付期間」の「土地貸付に係る契約締結日」に関して、契約締結日とは、合築の場合、分築の場合いずれも施設の供用開始日になるとの理解でよろしいでしょうか。	維持管理業務開始日から発生します。
190	様式集		5	(3)	ア	A-5-2	(様式第A-5-2号) 土地貸付条件書	「(4)貸付期間」の「貸付期間満了日」に関して、貸付期間満了日とは令和24年3月31日になるとの理解でよろしいでしょうか。事業期間終了時の取り扱いに関し、要求水準書では、合築の場合、事業期間終了時までに市の施設として利用できるように必要な改修を行うとあり、分築の場合、事業期間終了時までに建物を解体撤去のうえ原状回復を行うとありますが、貸付期間満了日は、任意事業の終了日ではなく、市への無償譲渡や貸付対象敷地の返還が完了する日になるとことでしょうか。	いずれもご理解のとおりです。
191	様式集		5	(3)	ウ	C-3-2	(様式第C-3-2号) 修繕計画表	様式集（ワード）に収納されていますが、Excel形式での提出は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
192	様式集		5	(3)	ウ	C-3-2	(様式第C-3-2号) 修繕計画表	修繕費については千円単位としてよろしいでしょうか。	ご質問の方法での記載方で差し支えありません。

入札説明書等に関する質問及び意見に対する回答（参加資格要件以外）

No.	資料名	該当箇所							質問事項	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
193	様式集		5	(3)	ウ	C-3-2		(様式第C-3-2号) 修繕計画表	「部位・設備」、「年度」の記載がされていれば、より修繕計画の内容が分りやすいように表記することも可能でしょうか。（合計金額を記載する等）	可能です。